

令和8年度医療DXを活用した保健事業の 取組等強化事業（医療DX補助金）について

施策名：医療DXを活用した保健事業の取組等強化事業

① 施策の目的

医療DXにおける推進策としてレセプト・健診データ・ICT等の活用拡大、データ連携による健康管理の充実や、全国医療情報プラットフォームを活用し、プラットフォーム内で共有される種々の情報（医療・薬剤情報・特定健診等情報等）を用いた保健事業の取組等を行う健康保険組合に対して財政支援を行う。

② 対策の柱との関係

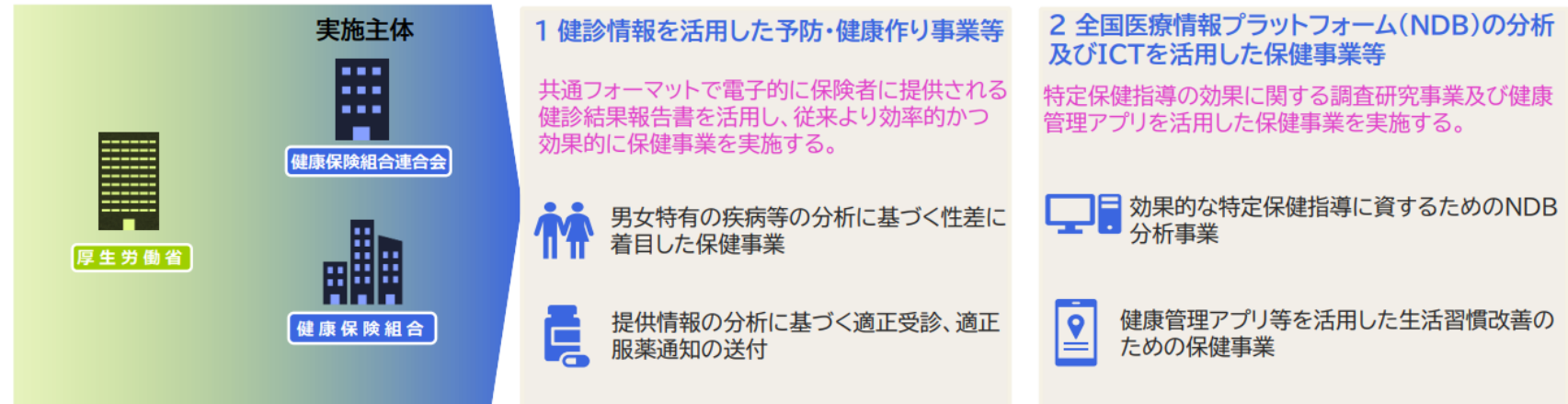
Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

健康保険組合連合会及び健康保険組合が取り組む、次の事業に対する支援を行う。

- ・健診情報を活用した予防・健康作り事業等への支援
- ・全国医療情報プラットフォーム（NDB）の分析及びICTを活用した保健事業等への支援

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

健康保険組合等が取り組む事業の一部を補助することで、医療DXの推進につながる環境整備を図る。

R8年度医療DX補助金の概要

	R8年度	参考:R7年度
予 算 額	● 18.3億円	● 15.32億円 (うち、健保組合分約13.92億円)
趣 旨	● ICTを活用した保健事業の定着 ● 財政基準該当組合への重点支援	● ICTを活用した保健事業の普及 ● 女性、子ども向け事業の定着
対 象 事 業	● 財政状況(申請区分1または2)によって対象事業が異なる	● 全組合で同一
補 助 割 合	● 事業内容を問わず組合毎に一律で設定(2割または5割) ● 補助割合の加算なし ● 共同事業の加算なし※	● 事業種別によって3段階で設定(4割・5割・6割) ● 補助割合の加算あり(+1~3割) (新規事業・コラボヘルス・共同事業・データヘルスポータルサイトの相互閲覧機能) ● 共同事業の加算あり

※複数の健保組合による共同事業は補助対象だが、申請は各健保組合が個別に行う

	申請区分1	申請区分2					
	1 健診情報を活用した予防・健康作り事業等 共通フォーマットで電子的に保険者に提供される健診結果報告書を活用し、従来より効率的かつ効果的に保健事業を実施する。	2 ICTを活用した保健事業等 健康管理アプリを活用した保健事業を実施する。					
対象組合	所定の財政基準(※)を満たす組合 (対象291組合) (参考)交付金交付事業の組合運営サポート事業の対象組合は173組合	申請区分1以外の全組合					
補助割合	R7年度予算 一般保険料率 <table border="0"> <tr> <td rowspan="2">{</td> <td>99%以上:5割</td> <td>87組合</td> </tr> <tr> <td>99%未満:2割</td> <td>204組合</td> </tr> </table>	{	99%以上:5割	87組合	99%未満:2割	204組合	2割
{	99%以上:5割		87組合				
	99%未満:2割	204組合					
対象事業	健診結果およびレセプト等のデータを 活用して実施する事業(必須) (非ICT事業も補助対象) - 男女特有の疾病等の分析に基づく性差に着目した保健事業 - 提供情報の分析に基づく適正受診、適正服薬通知の送付 注)ICTを活用した保健事業も対象事業に含む。なお、健診結果およびレセプト等のデータを活用しないICTを活用した保健事業については、申請区分2(2割)で申請可能	ICT事業のみ補助対象 健康管理アプリ等を活用した生活習慣改善のための保健事業					

※(1)～(4)の条件をいずれも満たす組合

(1) R7予算の一般保険料率93%以上 (2) R6決算の財源率85%超 (3) R6決算の経常収支が赤字

(4) R2～R6決算のいずれかで保有資産150%未満

申請区分1の主な補助事業例

※ICTを活用した保健事業も対象事業に含む
※事業実施のためのデータ分析・抽出にかかる費用については補助対象とするが、データ分析のみで保健事業を伴わない場合は対象外

事業例		概要
①	各種保健指導の実施 (特定保健指導以外)	健康リスク保有者に対する保健指導(特定保健指導以外) 例)・40歳未満の特定保健指導予備群への個別支援 ・前期高齢者への運動・栄養指導
②	問診票等の健診データを 活用した事業	健診結果や問診票等に基づく健康課題(性差・メンタル・睡眠・ロコモ等)への個別支援 例)・ロコモ対策としての身体機能チェックや運動指導 ・メンタルヘルスや睡眠改善を目的とした健康相談・支援
③	禁煙対策事業	禁煙指導、禁煙相談、禁煙プログラムへの参加勧奨 例)・禁煙サポートプログラム(禁煙指導時に、サンプルとしてその場で使用する禁煙ガム等、ニコチンパッチの費用を含む)
④	歯科対策事業	歯科疾患の予防支援、歯科指導 例)・歯周病リスク保有者へのブラッシング指導 (指導の一環として使用する歯磨きセット、サンプルとして配布するキシリトール配合ガムにかかる経費を含む)
⑤	健康相談事業	医師・保健師等による電話・対面・オンラインによる健康相談 例)・メンタル不調者に対するカウンセリング、電話・対面相談、チャットアプリでの健康相談
⑥	適正受診・適正服薬支援事業	頻回受診者・重複多剤服薬者・OTC医薬品切替可能者等への個別通知と適正化支援 例)・頻回受診者への適正受診勧奨事業 ・重複多剤服薬者への適正服薬事業 ・OTC医薬品切替・リフィル処方せんの周知事業 ・症状に応じたOTC医薬品の提案・相談と購入支援サービス(ECサイトの導入費、運用費を含む) ・ジェネリック医薬品への切替による差額通知(医療費通知に差額通知をあわせて掲載する場合、当該差額通知にかかる費用を切り分けられる場合に限り補助対象とする)
⑦	重症化予防事業	健診結果や問診票等に基づく血糖・血圧・体重・活動量・睡眠等の生活習慣改善支援・重症化予防支援 例)・ヘルスリテラシー向上のためのセミナー(食事・運動・睡眠等) ・生活活動量向上を目的とした運動教室 ・持続グルコース測定器(CGM)を活用した血糖データの把握と生活習慣改善支援プログラム(CGMの購入費を含む) ・リースのスマートウォッチ等のウェアラブル端末を活用した生活習慣改善支援プログラム ・食事改善プログラム(行動変容を促すことを目的として配布する糖質制限食のサンプル品にかかる経費を含む) ※CGMによる血糖値のモニタリング等を活用する、糖尿病性腎症等の患者への重症化予防事業については、FAQ第2版 別表1-1⑦に記載の要件に該当するものを補助対象とし、国の「令和8年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金」として申請する場合は補助対象外とする。
⑧	女性の健康課題対策事業	月経困難症や更年期等の女性特有の健康課題に応じた支援 例)・BMIで「やせ」に該当する女性に対する食事や運動等の生活習慣改善指導 ・女性特有の健康課題に関する相談・サポート ・フェムテックアプリ等を活用した事業(経産省「フェムテック等サポートサービス実証事業」等を活用した事業等) (生理・PMS症状把握や妊活のタイミングを把握するための使い切りタイプのフェムテックデバイスにかかる経費を含む)

申請区分2の主な補助事業例

FAQ第2版を反映済み

※事業実施のためのデータ分析・抽出にかかる費用については補助対象とするが、データ分析のみでICTを活用した保健事業を伴わない場合は対象外
※事業実施のための案内チラシやホームページでの案内にかかる費用は、例外的に補助対象とする

事業例		概要
①	健康管理アプリを活用した保健事業支援	保健事業のICT基盤として、多機能の健康管理アプリ(健診結果閲覧、個別通知、情報発信、保健事業参加支援、PHR機能等)を活用した保健事業 例) ・アプリによる未受診者への個別受診勧奨 ・アプリによる行動記録(歩数・食事・睡眠等)を活用したセルフケアプログラム ・運動不足の解消や生活習慣改善の一環として実施するアプリによる健康増進プログラム(アプリ上での周知・申込みにかかる費用を含む) ・健康に関する動画配信・e-learning(視聴後のアンケートや理解度テスト等が必要)
②	ICTを活用した保健指導の実施 (特定保健指導以外)	ICTを活用した健康リスク保有者に対する保健指導(特定保健指導以外) 例) ・PHR等のアプリを活用した若年層保健指導 ・オンラインでの前期高齢者への運動・栄養指導
③	ヘルステックを活用した重症化予防事業	ウェアラブル端末や生体データセンサー等を活用した血糖・血圧・体重・活動量・睡眠等の生活習慣改善支援 例) ・リースのスマートウォッチ等のウェアラブル端末を活用した生活習慣改善支援プログラム ・持続グルコース測定器(CGM)を活用した血糖データの把握とICTを活用した生活習慣改善支援プログラム(CGMの購入費を含む) ※CGMによる血糖値のモニタリング等を活用する、糖尿病性腎症等の患者への重症化予防事業については、FAQ第2版 別表1-2③に記載の要件に該当するものを補助対象とし、国の「令和8年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金」として申請する場合は補助対象外とする。
④	ICTを活用した女性の健康課題に関する保健事業	ICTを活用した月経困難症や更年期等の女性特有の健康課題に応じた支援 例) ・フェムテックアプリ等を活用した事業(経産省「フェムテック等サポートサービス実証事業」等を活用した事業等) (生理・PMS症状把握や妊活のタイミングを把握するための使い切りタイプフェムテックデバイスの購入費を含む) ・女性特有の健康課題に関するオンライン健康相談
⑤	ICTを活用した適正受診・適正服薬支援事業	ICTを活用した頻回受診者・重複多剤服薬者・OTC医薬品切替可能者等への個別通知と行動適正化支援 例) ・お薬手帳アプリによる重複多剤服薬者への服薬整理 ・症状に応じたOTC医薬品の提案・相談と購入支援サービス(OTC医薬品を購入できるECサイトの導入費、運用費を含む) ・ICTを活用したジェネリック医薬品への切り替えに伴う差額通知(紙とICTによる差額通知を併用している場合、紙による差額通知にかかる費用を切り分けられる場合に限り補助対象とする)
⑥	ICTを活用した禁煙対策事業	ICTを活用した禁煙支援 例) ・アプリによる禁煙プログラム ・オンライン禁煙指導・禁煙相談
⑦	ICTを活用したメンタル対策事業	ICTを活用したメンタル課題に応じた支援 例) ・アプリによるストレス・睡眠状態のチェックとセルフケアの提案 ・オンラインカウンセリング(うつ病、更年期、育児等) ・子育てに不安を抱える保護者への子育てサポート相談
⑧	ICTを活用した歯科対策事業	ICTを活用した口腔状態の把握や歯科疾患の予防支援 例) ・歯科予防アプリを活用した歯科対策(口腔写真のAI診断、歯科医師へのオンライン相談機能等)

補助対象外となる経費と具体例

補助対象外となる経費と具体例

● 機関紙による周知・広報にかかる費用

事業実施案内も含めて機関紙による周知・広報はすべて対象外
例)・機関紙に掲載した事業実施案内にかかる費用

● 事業実施案内以外のホームページ・イントラネットにかかる費用

保守などの一般的なホームページ・イントラネットにかかる費用は対象外
例)・一般的なホームページの更新費用
(事業実施のための案内チラシやホームページでの案内にかかる費用は例外的に対象とする)

● インセンティブにかかる費用(参加者へ付与する記念品等も含む)

個人の経済的利益になるポイント付与等は対象外
例)・事業参加者へのポイント付与にかかる費用
・事業参加者へ配布する記念品(タオルやティッシュ等)にかかる費用

● 診療費、薬剤費

診療費や医療機関が処方する薬剤費等、療養の保険給付の対象となるものと重複する経費は対象外

例)・禁煙ガム・ニコチンパッチ等の禁煙補助薬の費用
(禁煙指導時にサンプルとして使用する禁煙ガム等については対象とする)
・虫歯予防を目的としたフッ素塗布の費用
・医薬品の購入費
・低用量ピル等の購入費

● 治療中や服薬中の疾患に関する分野の予防事業

診医療管理下における疾患についてはかかりつけ医等の指導に従うものとし対象外

例)・高血圧で治療中または服薬中の加入者に対する保健指導にかかる費用

● 健診・検査・測定費、ワクチン接種費

既存の保険給付や公費制度との重複を避け、制度間の役割分担を明確にする観点から補助対象外

例)・すべての健診・検診費(郵送検診含む)
・健診・検診の会場費
・禁煙外来の診療費、検査費
・子宮頸がんワクチンの接種費
・骨密度測定や体力年齢測定等にかかる測定費(機器のリース費は対象)

● 備品・事務用品等の一般的な消耗品の購入費

申請事業以外に転用できる一般的な備品・事務用品等の購入費は対象外
例)・パソコンやプリンターの購入費
・ペン、コピー用紙等の購入費

● 端末や機器の購入費用(リース費は対象)

申請事業以外に転用できる端末や機器の購入費は対象外
例)・スマートウォッチ等のウェアラブル端末の購入費
・血圧計や骨密度測定機器の購入費

● 食品・サプリメント代

個人消費にあたる物品の購入費は対象外
例)・高血圧改善のための食品やサプリメントの購入費
(食事指導や歯科指導の一環として使用する食品については対象とする)

● 事業主を対象とした取組・事業にかかる費用

事業主の経営活動の一環として実施される事業にかかる経費は対象外
例)・事業主との会議・打合せ費用
・健康経営の推進費用等

● 具体的な事業を伴わないデータ分析費用

データ分析のみで保健事業を伴わない場合は対象外
例)・データヘルス計画作成のための医療費分析

令和8年度医療DX補助金の申請スケジュール

		健保連本部	健保組合
8 年 度	4	4月24日 Web説明会	実施事業の検討
	5		//
	6	6月29日 事業実施計画の受付開始	//
	7	7月31日 事業実施計画〆切	事業実施計画書の作成・提出
	8		
	9		
	10	事業実施計画の承認	
	11		
	12	上旬: 交付申請案内	
	1	下旬: 交付申請〆切	交付申請書の作成・提出
	2		
	3	中旬: 交付決定通知の発出 下旬: 健保組合への振込	
9 年 度	4月下旬～5月末: 実績報告書の提出 夏～秋頃: 実績報告に基づく追加交付・補助金の返還の実施		
10 年 度	4月下旬～5月末: 消費税の仕入控除税額にかかる報告書の提出 夏～秋頃: 消費税の仕入控除税額の返還(該当組合のみ)		

データヘルス計画や各ヘルスケア事業者が作成している事業実施計画書を参考に積極的な申請をお願いします。